

平成21年度改正関係参考資料

(国際課税関係)

外国子会社配当益金不算入制度の導入

外国子会社に関する外国税額控除制度に代えて、外国子会社から受け取る配当を益金不算入とする制度を導入

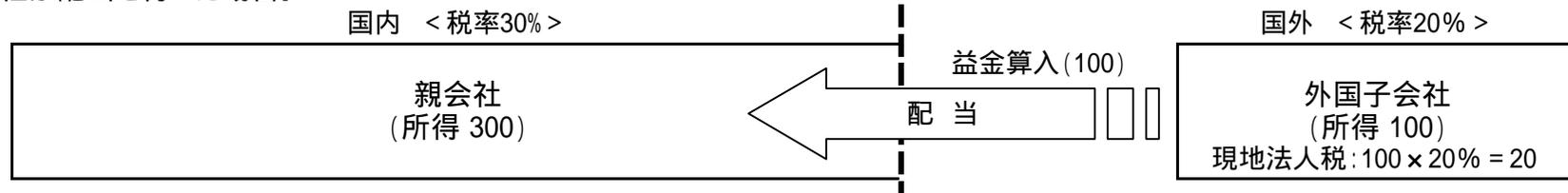
- ・ 対象となる外国子会社は、内国法人の持株割合が 25%（租税条約により異なる割合が定められている場合は、その割合）以上で、保有期間が 6 月以上の外国法人
- ・ 外国子会社から受け取る配当の額からその 5 %相当額を、その配当に係る費用として控除（その配当の額の 95%相当額を益金不算入）

外国子会社に関する外国税額控除制度の見直し

間接外国税額控除制度(改正前)

海外での納税を証明する書類添付の事務手続きが煩雑である等、事務コストが膨大との指摘あり

【外国子会社が配当を行った場合】

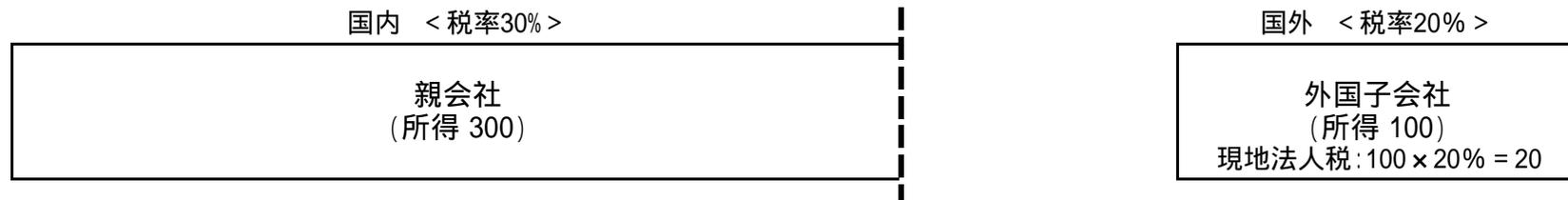


配当を行った場合、子会社所得(100)を益金算入し、全世界所得を400(300 + 100)として外国税額控除

国内法人税納付額 : $400 \times 30\% - 100 \times 20\% = 100$

企業全体の税負担額は、120 (= 100 + 20)となる

【外国子会社が配当を留保した場合】

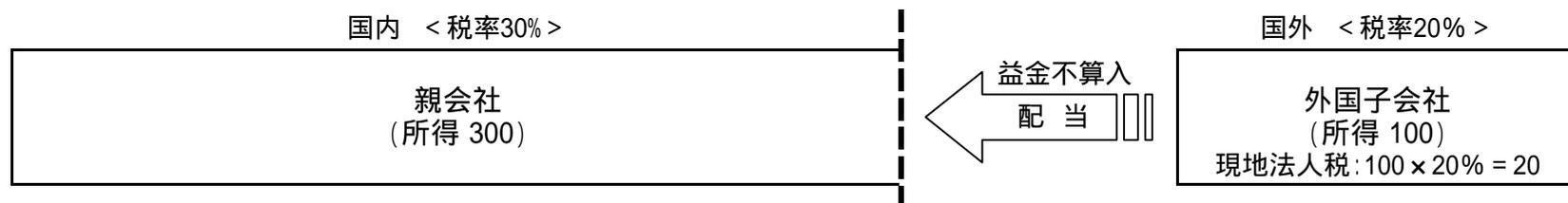


配当を国外留保した場合、子会社所得は親会社の所得としてみなされないため、親会社(300)、子会社(100)別々に税負担

企業全体の税負担額は、110 (= $300 \times 30\% + 100 \times 20\%$)となる

外国子会社配当益金不算入制度(改正後)

手続きが簡素



外国子会社配当を親会社において益金不算入とするため、配当の有無にかかわらず、親会社(300)、子会社(100)別々に税負担

企業全体の税負担額は、110 (= $300 \times 30\% + 100 \times 20\%$)となる

(なお、上記は簡略化のために全額益金不算入としているが、実際には、配当額の95%相当額が益金不算入となる)

外国組合員に対する課税の特例

1. 恒久的施設に関する特例

(改正前の制度の概要)

任意組合や投資事業有限責任組合等の組合事業に係る恒久的施設（P E）が国内にある場合、これらの組合の外国組合員は、それぞれ国内にP Eを有するものとされる。



(改正の内容)

投資組合（投資事業有限責任組合及び外国におけるこれに類するもの）の有限責任組合員で、組合財産に対する持分割合が25%未満である等、組合事業の業務執行に対する関与度合の観点から、共同事業性が希薄であると考えられる一定の外国組合員については、国内にP Eを有しないものとする。

2. 事業譲渡類似の株式譲渡益課税の特例

(改正前の制度の概要)

国内にP Eを有しない外国組合員が組合を通じて内国法人の株式等を所有している場合、その株式等の譲渡益が課税対象となる持株割合（25%以上所有、5%以上譲渡）の判定を組合単位で行う。



(改正の内容)

1.の特例により国内にP Eを有しないものとされる一定の外国組合員（組合事業に係るP Eが国内にない投資組合の有限責任組合員で、一定の要件を満たす外国組合員を含む。）については、上記の持株割合の判定を、組合単位でなく、組合員単位で行う。

(注)所有期間が1年未満及び一定の破綻金融機関の株式等の譲渡を除く。

その他の改正

外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が減額された場合の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する事業年度において外国法人税の額が減額された場合に限ることとする。

外国子会社合算税制について、外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴い、次の措置を講ずることとする。

特定外国子会社等が支払う配当は、合算対象所得の計算上控除しない。

特定外国子会社等がその子会社から受ける配当は、合算対象所得の計算上控除する。なお、その控除は、確定申告書に明細書の添付がある場合に限り、適用する。

内国法人が特定外国子会社等から配当（法人税法により益金不算入とされるものを除く。）を受ける場合には、当期及び前10年以内に合算対象とされた金額の範囲内で、益金不算入とする。

外国法人が受ける割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲等について、次の見直しを行うこととする。

外国法人が発行する割引債の償還差益のうち国内において行う事業に帰せられるものを、法人税法上の国内源泉所得とみなす。

国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益を、法人税の申告の対象から除外する。

振替口座簿に記載又は記録がされている社債等の譲渡について、国内源泉所得となる国内にある資産の譲渡による所得の範囲の整備を行うこととする。

一定の債券の買戻又は売戻条件付売買取引（債券現先取引）から生ずる差益は、国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子に含まれることとする。

日カザフスタン租税条約及び日ブルネイ租税協定(共に新規締結)について

日カザフスタン租税条約は平成 20 年 12 月に、日ブルネイ租税協定は平成 21 年 1 月にそれぞれ署名された。

日カザフスタン租税条約及び日ブルネイ租税協定は、共に国際的なモデル租税条約に沿った規定を採用している。

投資所得(配当、利子、使用料)の源泉地国課税の限度税率については、以下のとおり。

		日カザフスタン租税条約	日ブルネイ租税協定
配当	一般	15%	10%
	親子間	5%	5%
利子		10%(一般) 免税(政府機関等)	10%(一般) 免税(政府機関等)
使用料		5%	10%